

牛久市水道施設別水質検査項目一覧表（令和8年4月から）

根拠法令		水質基準に関する省令 水道法施行規則						牛久市安全な飲料水の確保に関する条例 牛久市安全な飲料水の確保に関する条例施行規則					飲用井戸等の安全確保のための 指針		
水道区分		専用水道						小規模水道				簡易専用水道 小簡易専用水道		個人井戸又は50人未満が利用 する共同井戸・施設用井戸	
検査頻度		給水 開始前	毎月	3か月に 1回以上	年1回 又は 3年に1回以 上	6か月に1 回 又は 年1回 又は 3年に1回	省略	給水 開始前	6か月に 1回以上	年1回	毎日	年1回	給水 開始前	常時	1年に 1回
項目名称	検査項目数 基準値	53	9	41	28	1	30	53	13	3	1	10	52	4	14
1 一般細菌	100個/ml以下	●	●					●	●			●	●		●
2 大腸菌	検出されない	●	●					●	●			●	●		●
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
8 六価クロム化合物	0.02mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	●		●	→ ③			●	●				●		●
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	●		●				●					●		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	●		●	→ ③			●	●				●		●
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
15 1・4-ジオキサン	0.05mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
16 スー1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●		●			●		
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●		●			●		
20 PFOS及びPFOA	0.00005mg/l以下	●		④		→ ④	→ ⑤	●		●			●		●
21 ベンゼン	0.01mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
22 塩素酸	0.6mg/l以下	●		●				●					●		
23 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	●		●				●					●		
24 クロロホルム	0.06mg/l以下	●		●				●					●		
25 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	●		●				●					●		
26 ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	●		●				●					●		
27 臭素酸	0.01mg/l以下	●		●			→ ⑥	●					●		
28 総トリハロメタン ※1	0.1mg/l以下	●		●				●					●		
29 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	●		●				●					●		
30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	●		●				●					●		
31 ブロモホルム	0.09mg/l以下	●		●				●					●		
32 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	●		●				●					●		
33 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
34 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
35 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●	●			●	●		●
36 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
37 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
38 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
39 塩化物イオン	200mg/l以下	●	●	→ ②				●	●			●	●		●
40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●	●			●	●		●
41 蒸発残留物	500mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
42 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
43 ジェオスミン ※2	0.00001mg/l以下	●	①				→ ⑥	●					●		
44 2-メチルイソボルネオール ※3	0.00001mg/l以下	●	①				→ ⑥	●					●		
45 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
46 フェノール類	0.005mg/l以下	●		●	→ ③		→ ⑥	●					●		
47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下	●	●	→ ②				●	●			●	●		●
48 pH値	5.8～8.6	●	●	→ ②				●	●			●	●		●
49 味	異常でないこと。	●	●	→ ②				●	●			●	●	●	●
50 臭気	異常でないこと。	●	●	→ ②				●	●			●	●	●	●
51 色度	5度以下	●	●	→ ②				●	●			●	●	●	●
52 濁度	2度以下	●	●	→ ②				●	●			●	●	●	●
アンモニア態窒素															
消毒の残留効果（塩素）		●						●			●				

※赤字は令和8年度からの変更点

※1. クロロホルム、ジプロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和

※2. (4S・4a S・8a R) -オクタヒドロ-4・8a -ジメチルナフタレン-4a (2H) -オール

※3. 1・2・7・7-テトラメチルピシクロ [2・2・1] ヘプタン-2-オール

【検査頻度解説】

①：水源において算出の原因となる藻類の発生が少ないものとして、検査を行う必要がないと認められる期間を除き毎月実施。
②：上水道（県南水道）により供給される水として連続的に計測及び記録がされている場合に限り3か月に1回以上実施。
③：・ 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間におけるすべての検査結果が基準値の5分の1以下である場合は年1回以上実施 ・ 過去3年間のすべての結果が基準値の10分の1以下である場合は3年に1回以上実施
④：・ 過去1年間において測定結果（上水道のみが水源となっている場合の上水道側の測定結果を含む）が基準値の5分の1を超えた場合は、3か月に1回以上実施。 ・ 過去の検査結果（基準の5分の1以下であった）により検出されるおそれが少ないと認められる場合は、6か月に1回以上実施。 ・ 過去の検査結果及び原水・水源周辺の状況を勘案して過去3年間の検査結果がすべて基準値の5分の1以下の場合、1年に1回以上実施。 ・ 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって過去3年間のすべての検査結果が基準値の10分の1以下である場合は、3年に1回以上実施。
⑤：・ 上水道（県南水道）のみを水源としている場合で、上水道側の検査結果が基準の5分の1以下で、受水側の施設において濃度が上昇しないことが明らかな場合は省略可。
⑥：・ 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、全部又は一部を行う必要がないことが明らかな場合。